

「港区環境基本計画」の改定に係る  
基本的な考え方について  
(答申)

令和5年8月  
港区環境審議会

# 目次

第1章	港区環境基本計画改定に求め得られる視点.....	1
第1節	現行計画策定以後の様々な変化への対応.....	1
第2節	区のこれまでの取組の成果と課題.....	2
第3節	改定の視点.....	3
第2章	めざす環境像.....	3
第3章	施策の基本的考え方.....	3
第1節	地球環境.....	4
第2節	循環型社会.....	6
第3節	生活環境.....	7
第4節	自然環境.....	8
第5節	環境保全活動.....	9
第4章	分野横断的な取組.....	11
第5章	施策の推進に向けて.....	11
第1節	推進体制.....	11
第2節	進行管理.....	11

文章中などにおいて\*が付く用語は、用語解説（p.12～）に解説を掲載しています。

# 第1章 港区環境基本計画改定に求められる視点

## 第1節 現行計画策定以後の様々な変化への対応

区では、これまで、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示す計画として環境基本計画を策定し、様々な環境施策を積極的に展開してきました。令和3（2021）年2月には、環境分野における総合的・横断的な施策を強化し、より効果的な取組を実施していくため、新たな環境基本計画を策定しました。

しかし、現行計画策定以降も環境施策を取り巻く動向は大きく変化しています。

まず、現行計画の策定に前後して、国は令和2（2020）年10月に、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、これと整合的で野心的な中期目標として令和12（2030）年度の温室効果ガス排出削減目標を平成25（2013）年度比46%に引き上げました。

また、東京都は令和3（2021）年1月に、令和12（2030）年までの削減目標を平成12（2000）年比50%とする「カーボンハーフ」を表明しました。

このような国、都の目標を踏まえ、対策の強化が必要です。

また、生物多様性に関しても国内外で機運が高まっています。令和4（2022）年12月に愛知目標の後継となる「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向け、自然を活用した社会課題の解決（NbS）という新しい概念も広まりつつあります。特に、生物多様性の観点から令和12（2030）年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められました。これを踏まえ、国は、令和5（2023）年3月に策定した「生物多様性国家戦略2023-2030\*」の中で「30by30目標」を設定し、その達成に向けては、国立公園等の拡充のみならず、里地里山や企業林や社寺林などのように地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている土地（OECM：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の保全が重要とされています。「30by30目標」の達成に向けてOECMを保全することは、緑地や水辺によるヒートアイランド現象の緩和や防災機能（レジリエンス\*）の向上など副次的効果も期待されます。

大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、気候変動、生物多様性の破壊など様々な環境問題に密接に関係しています。資源・エネルギーや食糧需給の増大、廃棄物発生量の増加が深刻化しており、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）\*」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。海洋プラスチック\*やマイクロプラスチック\*は、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題です。国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることを受け、国は、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律\*」を令和4（2022）年4月から施行しました。製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable\*）を推進する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした「新しい生活様式」の定着を背景にDX

(デジタルトランスフォーメーション)\*の動きが加速化しており、環境分野においても効率化による省エネルギーの推進や情報発信・ニーズ収集の多様化など、DXの推進が求められています。

さらに、気候変動問題への対応に加え、ロシア連邦によるウクライナ侵略以降、エネルギーの安定供給確保が課題となる中、国は、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する「GX（グリーントランスフォーメーション）」を推進しており、GXを通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現することを目指しています。

港区においては、これらの経済・社会の動向を的確に捉えて、環境施策を講じていくことが必要です。

## 第2節 区のこれまでの取組の成果と課題

区は、現行計画において、多様な暮らしや経済活動が営まれる中でも、歴史のある豊かな自然を大切にしながら、誰もが安全に安心して暮らすことができる環境負荷の少ないまちづくりを進めています。

環境の現状に関しては、大気環境等のデータは近年大きく変化しておらず、区内の環境に対する区民アンケートにおける評価も前回調査時（令和元（2019）年度）から大きく変わっていません。その中で、古川、運河、海の水質に対する評価は、大雨時に簡易処理水が排出されること等による一時的な水質悪化を背景に、低い状況が続いています。ごみの排出量（区収集ごみ、持込みごみの合計）は、令和元（2019）年度まで微増傾向にありましたが、令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度は、主に承認を受けた事業所などが清掃工場に持ち込む、持込みごみ量の減少に伴い大きく減少しました。令和3（2021）年度に実施した「港区みどりの実態調査（第10次）」によると、緑被率は22.62%であり、平成28（2016）年度に実施した前回調査から0.8ポイント増加しました。

快適に暮らし、働くことができる環境を実現していくため、大気や水などの環境の維持・改善や循環型社会の実現に向けた努力が、引き続き求められます。

区の環境施策の面では、令和4（2022）年3月の福島県沖の地震の影響による火力発電所一部停止などを受けて取組が求められている省エネルギーや再生可能エネルギーの有効活用、国産木材の活用による森林整備をはじめとする地球温暖化対策、広域的な大気汚染問題であるPM2.5への対策、独自の環境アセスメント（環境影響評価）制度の運用など、安全・安心に暮らせる地域環境の形成に向けた取組などを進めてきました。中でも「港区建築物低炭素化促進制度」の拡充や「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」、「港区ビル風対策要綱」の運用、「駐車場地域ルール」改定など、事業者による環境負荷の低減、環境保全活動の促進につながる様々な施策を展開してきました。さらに、区民、事業者、地域の団体等、多様な主体が協働・連携する環境保全活動を進める中で、「みなとタバコルール」の推進、「生物多様性みなとネットワーク」の設置・運営などにも取り組んでいます。ごみの発生抑制と資源の循環利用では、プラスチックの回収・資源化、食品ロスの削減の啓発など、区民や事業者と協働した取組を実施しています。

今後も活発なまちづくりを背景に、人口や事業所の増加が見込まれる中で、環境への負荷を

低減し、持続可能な社会をめざしていくため、区が、環境に関する課題の解決に率先的に取り組むとともに、効果的な支援策や普及・啓発により区民、事業者の行動を促し、様々な主体の協働のもと、環境施策を推進していくことが必要です。

### 第3節 改定の視点

本計画の改定に当たっては、現行計画策定後の社会の変化や環境分野に関わる国内外の動向、区民・事業者の意識、それらに基づく課題を踏まえつつ、未来に向けて全ての人々が安全に安心して暮らし、活動できる持続可能な都市を築いていくため、次の視点に立って計画を改定していくことが重要であると考えます。

- ①気候変動対策、生物多様性を中心に最新の動向を捉えて目標、施策をバージョンアップする
- ②区と多様な主体の協働に加え、主体間の協働・連携を生み出す場や仕組みを充実させる
- ③統合的課題解決に向け後期3年で取り組む具体のプロジェクトを設定する

## 第2章 めざす環境像

港区は約26万人が暮らす居住都市であると同時に、多くの人々が国内外から訪れ、働く活気に満ちた国際色豊かな都市です。また、江戸から明治、大正時代にかけて形作られたまちの面影を随所に感じることができる歴史あるまちであり、起伏に富んだ地形の上に斜面緑地や社寺林・庭園などの歴史的なみどりと、湧水、古川、運河、そしてお台場の海という多様な水環境が存在する、豊かな自然環境を有するまちでもあります。

令和2（2020）年から流行した新型コロナウイルス感染症の影響により生活スタイルや事業スタイルは変化し、人口は一時的に減少に転じました。アフターコロナに向けてまちの活気を呼び起こし、コロナ禍以前よりも良い社会にするため、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、環境に配慮した持続可能なまちづくりが求められています。

これらの特性と背景を踏まえつつ、誰もが安全に安心して暮らすことができる環境負荷の少ないまちづくりを進めるためには、区民、事業者、区がそれぞれ主体的に行動していくことが必要であることから、めざす環境像は、策定時に引き続き「多様な暮らし・活気・自然が調和する持続可能な都市 みなと」とするとともに、新たに「私たちが築く地球の未来」を追加します。

**多様な暮らし・活気・自然が調和する 持続可能な都市 みなと**  
～私たちが築く地球の未来～

## 第3章 施策の基本的考え方

「第1章 港区環境基本計画改定に求められる視点」を踏まえつつ、めざす環境像を実現していくため、引き続き環境施策を次の5つの分野で捉え、以下に示す方向性に沿って施策を講じていくことを提言します。

- ①地球環境 …温室効果ガスの排出抑制（地球温暖化の緩和策）、気候変動に起因すると指

摘されている様々な影響への対策（気候変動への適応策）

- ②資源循環 …3R（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進
- ③生活環境 …大気汚染等の公害の防止、開発が環境に与える影響への対策、環境美化に関する取組
- ④自然環境 …古川、運河、台場の海の水質改善及び水辺空間と水循環系の保全・再生に関する取組、多様な緑の保全と創造、生物多様性に関する取組
- ⑤環境保全活動…区民、事業者等の環境保全に関する活動の促進、そのための環境教育、環境学習等の推進

## 第1節 地球環境

深刻化する地球温暖化とこれに伴う気候変動による影響を背景に、国は令和2（2020）年10月に、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、地球温暖化対策計画（令和3（2021）年10月22日閣議決定）を5年ぶりに改定しました。改定された地球温暖化対策計画では、令和12（2030）年度の温室効果ガス排出量平成25（2013）年度比46%削減という新たな目標を踏まえ、実現への道筋を示しています。

また、東京都は令和3（2021）年1月に、令和12（2030）年までに温室効果ガス排出量を平成12（2000）年比50%削減する「カーボンハーフ」を表明した後、令和32（2050）年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて令和元（2019）年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」を令和4（2022）年2月に更新するとともに、令和4（2022）年9月に「東京都環境基本計画」を改定して具体的な目標と施策のあり方を示しています。

区は、令和3（2021）年2月に策定した現行の環境基本計画を同年3月に公表して、令和32（2050）年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロを達成するゼロカーボンシティの表明をしました。

IPCCの1.5℃特別報告書（平成30（2018）年）では、「地球温暖化は、現在の度合いで続けば、2030年から2052年の間に1.5℃に達する可能性が高い。」と示され、将来予測として今後も著しい気温上昇が見込まれています。さらに、IPCCの第6次評価報告書（令和3（2021）年）では、「地球温暖化が一時的に1.5℃を超える場合、深刻なリスクに追加的に直面する。緩和策を遅らせることは、後に大規模で急速な緩和策の展開が必要となり、より大きな障壁に直面する。」と示されていることから、区民生活への様々な影響を踏まえ、危機感をより一層強く持たなければなりません。

事業活動が活発な港区においては、都内で二酸化炭素排出量が最も多く、地球温暖化に加え、気温が更に上昇する都市特有の熱環境問題であるヒートアイランド現象が顕著です。将来的な脱炭素社会の実現への貢献と、更なる激甚化等が予想されている気候変動による影響への適応を進めていくため、次の点に着目して区民、事業者をはじめ、国や東京都とも連携してともにイノベーションを起こしていくことが必要です。

## (1)2050年ゼロカーボンシティ達成に向けた脱炭素化の推進

2050年ゼロカーボンシティの達成に向けて、「2050年カーボンニュートラル」を見据えた国や東京都の令和12(2030)年度(または令和12(2030)年)の削減目標引き上げを踏まえて、温室効果ガス削減目標の見直しとこれに合わせた対策の強化が必要であり、建築物等の脱炭素化及び太陽光等の再生可能エネルギー利用、ガソリン車の電気自動車への転換、国産木材の活用促進など、多岐にわたる対応が必要です。また、令和5(2023)年11月から12月にかけて開催予定であるCOP28(国連気候変動枠組条約第28回締約国会議)では令和17(2035)年目標についての議論が予定されており、目前に迫っている令和12(2030)年度の目標達成に向けた施策を推進すると同時に、令和12(2030)年度以降を見据えた計画づくりが必要です。

地球温暖化対策は、公園、緑地をはじめとしたみどりの保全や緑化の推進、ごみの削減等環境分野に留まらず、健康、土木、防災、産業等様々な分野に影響しているため、分野横断的な視点も取り入れて目標や施策を検討するとともに、環境基本計画において、その関係性を区民や事業者にわかりやすく示すことが必要です。

環境・経済・社会が統合的に向上した持続可能なまちづくりを目指して、港区ならではの地球温暖化対策を展開し、中長期的な取組を推進していく必要があります。

## (2)建築物等の脱炭素化及び再生可能エネルギー利用の推進

節電などの行動を中心とした省エネルギーは限界を迎えつつあり、二酸化炭素排出削減につながる設備・機器の導入、ZEB\*・ZEH\*化など、建物の対策を進めていく必要があります。区では、港区建築物低炭素化促進制度の運用、創エネ・省エネ機器等各種設備機器への助成を進めていますが、引き続き既存建築物における対策について検討を進める必要があります。再生可能エネルギーについては、都心という地域特性から、区内での導入容量の拡大により、電力契約の切替による利用の拡大を推し進めていくことが重要です。区では、「再エネ普及促進プロジェクト『MINATO再エネ100』」を立ち上げましたが、電力契約を切り替えることによる再生可能エネルギー利用については十分知られておらず、更なる普及・啓発が必要です。

また、安定した電力供給のため、状況に応じて新技術の動向を注視するとともに、地域循環共生圏\*の構築にも資する、再生可能エネルギーのポテンシャルが豊富な地域と協働した取組を検討するなどの対応も必要です。

## (3)各主体に合わせたアプローチ

2050年ゼロカーボンシティの達成に向けては、各主体がそれぞれの取組を推進する必要があります。例えば、区民に対しては食生活を通して二酸化炭素排出量を考えるアプローチ、事業者に対しては経費節減を踏まえたアプローチなど、日常の生活や事業活動に沿った観点から対策の実行主体の関心に合わせた啓発を、関係機関と協力して進めていくことも必要です。

また、港区はテナントビルや集合住宅が多く、入居者では設備更新や建物改修などの実施が難しいことも課題です。区では集合住宅向けの省エネコンサルタント派遣や創エネ・省エネ機器等の補助を行っていますが、テナントビルや集合住宅の所有者・管理組合に対してのより一層の働きかけを行っていくことが必要です。

#### **(4)気候変動への適応による都市のレジリエンス強化、安全・安心なまちづくり**

地球温暖化に伴う気候変動に起因すると指摘されている、水害・土砂災害等をはじめとする自然災害の激甚化、熱中症や感染症などの疾病リスクの増大など、区民の健康や生活の危機が懸念されています。これらに対し、危機感を強く持って自然災害リスクを軽減するとともに、全ての区民の安全・安心の確保のための対策を講じることで、気候変動に適応した強靱なまちづくり（レジリエントシティ）を推進し、安心して暮らし働くことのできるまちを実現していく必要があります。

健康、土木、防災、産業等、幅広い分野において適応策への認識を共有し、連携して区民、事業者への情報提供やまちづくりを更に進めていくことが必要です。

## **第2節 循環型社会**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は区民の生活スタイル、事業や就業の形態に大きな変化をもたらしました。このような社会情勢を背景に令和2（2020）年度以降のごみ量にも大きな変化がありました。今後は、人口増加が見込まれるため、総排出量の増加が懸念されます。コロナ後の生活スタイルや事業環境の変化に注視しつつ、区民、事業者による3Rの取組を促進していくことが必要です。また、「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」や「食品ロスの削減の推進に関する法律\*」が施行され、区においても更なる対応が求められています。

このため、長期的な視点で作成された「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」との整合を踏まえつつ、家庭及び事業系ごみの更なる排出抑制、資源化に取り組むことが必要です。特に廃プラスチックの排出抑制、食品ロスの削減について、新たなリサイクルの手法など技術革新に注視し、区民、事業者、他の行政機関等との参画と協働により、持続可能な社会をめざし、循環型社会と脱炭素化への総合的な取組を進めていくことが求められます。

### **(1)区民の生活スタイルを考慮した3Rの取組の促進**

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活スタイルの変化により、粗大ごみの排出量増加など、ごみの排出状況が変化しています。これまでの3Rの取組に加え、生活スタイルの変化を考慮した普及・啓発を進めることが必要です。また、ワンウェイプラスチック\*をはじめとする廃プラスチックの更なる排出抑制や食品ロスの削減には、区民や事業者の意識の醸成が必要です。全ての区民が「ごみを出さない新しい生活スタイル」を意識して日々の生活を送れるよう、分かりやすく効果的な普及・啓発・環境学習に加え、多様な主体との協働の推進が必要です。

### **(2)事業環境の変化に対応した資源循環の推進**

令和元(2019)年度まで区の総排出量の約6割を占めていた、事業系ごみ量は、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度に大きく減少しました。これを新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な変化と捉え、今後の事業環境の変化に注視し、事業者の責任に基づき廃棄物の排出抑制や環境負荷の少ない素材への切替など生産段階での取組も含め、主体的なごみの減量・資源化を促すような効果的な施策の展開が必要です。

事業者と連携して3Rを進めるため、「港区食べきり協力店登録制度」や「みなとエコショップ認定店登録制度」に加え、大規模排出事業者へのアプローチも必要です。区の事業に関する



情報提供を強化し、事業者と連携した取組の推進が求められます。

### **(3)適正な廃棄物処理による社会基盤の構築**

全ての区民が安全・安心かつ快適な環境のもとで日常生活を営んでいくためには、区には、将来に渡って安定した収集体制を維持していくことが求められます。感染症への対策や頻発化する自然災害に備えた収集体制を構築し、非常時でも資源やごみの収集を継続することが必要です。併せて、収集と焼却体制に重大な影響を及ぼす、リチウムイオンに代表される二次電池、医療系廃棄物\*及び有害化学物質などの物質について、区民に対し適正な排出方法を啓発することが必要です。

## **第3節 生活環境**

快適に暮らせるまちづくりのために、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、有害化学物質への対策、開発事業等のまちづくりにおける周辺的生活環境や自然環境への一層の配慮、路上喫煙やポイ捨てがないまちの美観の形成・維持が重要です。暮らしやすく、働きやすい生活環境の保全に向けて、これまでの施策を継続して実施しつつ、監視等による現状把握を行い、適切に対応していくことが必要です。

### **(1)継続的な公害防止対策の実施**

大気環境や水質の保全、騒音、振動、悪臭や有害化学物質、土壌汚染への対策など、区民の生活環境を守るための基本となる取組は、重要な施策の一つとして区民、事業者も捉えています。法令に基づく監視、測定、指導や区民、事業者への情報提供、都に対する要請などに、引き続き、取り組むことが必要です。

### **(2)全ての人が健康に暮らせる快適なまちづくり**

区民をはじめ、区内で働く人、区を訪れる人にも快適な生活環境を提供していくため、効果的な普及・啓発による「みなとタバコルール」の推進、受動喫煙防止に配慮した喫煙場所の整備などを区民、事業者と協力して進めていくことが必要です。

区では開発事業に関する区独自の環境アセスメント（環境影響調査）制度を設けており、開発事業等に際して周辺の環境にもたらす様々な影響への配慮を求めています。良好な景観の形成・維持のため、開発による影響の適切な評価・対応を推進するとともに、区民に対して取組を周知していくことが必要です。

また、緑や水辺の保全は生物多様性の保全だけでなく、良好な景観の形成・維持や、健康促進などのさまざまな効果があります。健康で快適に暮らせるまちづくりのため、緑や水辺の保全・整備を推進する必要があります。

### **(3)誰もが気軽に環境保全・美化活動に参加するまち**

ごみ拾いや清掃活動などの環境保全・美化活動にスマートフォンを用いるなど、区民がその場で参加したり、インセンティブを得られるような時勢に即した仕組みを作ることで、環境保全・美化活動へ参加しやすくし、区民の積極的な活動と意識向上を推進することが必要です。

港区は日本全国や外国から多くの来街者が訪れます。区民だけでなく、来街者にも環境保全・美化に対するモラルを高め、港区の環境美化ルールが浸透するように効果的な周知啓発が必要です。

## 第4節 自然環境

港区は、都心にありながら豊かな緑と多様な水辺があるまちです。特に、起伏に富んだ地形と東京湾に面した立地を背景に、湧水、河川、運河、海という、水循環系に関係するあらゆる水辺の要素があることは、大きな特徴です。そして、これらの緑と水辺には、港区がめざす自然環境の保全・再生のシンボルに選定されたカワセミをはじめ、チョウやトンボ、バッタなどの身近な生きもの、国内または都内で生息数が減少傾向にあるハヤブサ、キンラン等の重要種など、2,000種類以上の多様な生きものが生息・生育しています。

このように、多様な生きものが生息・生育する緑と水辺を保全・創出するとともに、生きものの生息拠点を大小さまざまな緑と水辺でつなぐ生態系ネットワーク、いわゆるエコロジカルネットワークを形成しながら、外来種の侵入や拡散を防止しつつも、生物多様性の保全と持続的な利用を進めていくことが必要です。その結果、人と生きものが共に快適に過ごせる、うるおいあるまちができることを期待します。

また、国が令和5(2023)年3月に策定した「生物多様性国家戦略 2023-2030」の中で「30by30目標」を設定し、その達成に向け、国立公園等の拡充のみならず、里地里山や企業林、社寺林などのように地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている土地(OECM:保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)に位置づけられる「自然共生サイト」の認定制度を令和5(2023)年4月から開始しました。国際目標の達成貢献に向け、自然共生サイト認定制度の活用も視野に入れた取組を検討する必要があります。

### (1)生物多様性に関する情報共有及び施策の連携

区民の生活や区内における事業活動は、国内外から供給される食料、資源など、生物多様性から生み出される様々な生態系サービスに支えられています。生物多様性の重要性に関する区民、事業者への普及・啓発や環境学習を進め、日常生活の消費、調達が、区内外の生物多様性に影響を及ぼしていることに対する理解を醸成し、国内で製品を購入する際はもとより、外国からの輸入製品を購入する際は、生物多様性に配慮した製品を選択するなど、グローバルな視点からの行動につなげていくことが必要です。

また、区民に対するオンラインを活用した情報発信やイベントの開催を推進するとともに、「生物多様性みなとネットワーク」等を通して区民や事業者等様々な主体が情報を共有し、協力して生物多様性の保全に関する取組を進めていくための支援が必要です。

緑、川、海のつながった自然の貴重さを区民や事業者が認識し、連携することで、生物多様性保全活動の活性化に繋がることを期待します。

### (2)生物多様性に関する多様な主体と連携した広がりのある取組の実施

緑や水辺に関わる区民協働の促進に向け、緑や水辺の保全や創出だけを目的にするのではなく、自然を介して健康づくり、子育て・教育、コミュニティづくりにつなげるなど、他分野と

も連携しながら広がりのある仕組みをつくっていくことが必要です。また、緑や水辺の保全・創出を進める中で、エコロジカルネットワークの形成に向け、区と事業者、事業者同士が生物に関する情報共有を図るなど、点の取組をつなげていくことが重要です。

国際的な目標であり、国の新たな国家戦略においても掲げられている「30by30 目標」を踏まえ、港区においても水辺や、公園や社寺林などの緑地を自然共生サイトとして認定し、保全を推進するなど、グローバルな視点からの目標設定や取組の推進が必要です。「30by30 目標」の達成に向けては、地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている民有地の保全の取組が、これまで以上に重要な位置付けを担うようになることから、個々の事業者や団体等の取組を支援、促進することが必要です。

### (3)緑と水辺の保全・創出によるエコロジカルネットワークの形成

港区には、赤坂御用地や有栖川宮記念公園などの大規模でまとまりのある緑をはじめ、身近な公園の草地、開発事業によって生み出された新しい緑地など、多様で生物相豊かな緑の環境があります。これらを生かしながら、人々が快適に暮らし、活動できるまちをつくるために、斜面緑地や地域に昔からある大木、樹林地の保全、幹線道路等を生かした緑の軸の形成や開発事業等の民間のまちづくりに合わせた多様な緑化の推進、道路・公園・公共施設等の整備に際した緑の創出に引き続き取り組むことが必要です。また、貴重な資源である水辺を生かし、うるおいの感じられるまちをつくっていくため、古川や運河などにおいて、沿川のまちづくりと連携しながら親水空間をより充実していくことが必要です。

カワセミをはじめ、鳥や昆虫などの生きものの存在を身近に感じられるまちをつくっていくため、生きものの生息・生育環境となる緑と水辺を結ぶエコロジカルネットワークを形成していくとともに、区民が生物多様性について身近に学び、体験できる生物多様性スポットを明らかにし、情報提供を進めていくことが重要です。公園や学校・保育園・幼稚園等においては、ビオトープ\*の創出と適正な維持管理を支援する取組を積極的に推進し、子どもたちが自然とふれあえる環境を充実させていくことが必要です。

## 第5節 環境保全活動

一人ひとりの区民や個々の事業者の環境問題への認識を深め、主体的な行動を促すため、区では、環境教育・環境学習、様々な活動組織と連携した普及・啓発、環境保全活動の支援等の取組を進めてきました。

環境教育・環境学習を通じた区民、事業者の環境保全意識の向上と、区民、事業者、環境活動団体、研究・教育機関など、区内の様々な主体との協働を進め、環境保全に関する施策を更に推進していくことが必要です。

### (1)環境に配慮した行動変容を意識した施策の推進

環境に関する様々な問題を自分の問題として捉え、一人ひとりが環境保全への大切さを認識し、主体的に行動に移すとともに世代や地域、主体を超えた協働・連携を図っていくことが重要です。

環境学習への参加や、区の環境保全事業及び地域の環境保全活動に参加している区民は

5%未満、事業所は10%程度と参加率は高くない状況ですが、2~3割程度の区民、事業所は、今後、活動に参加したいと考えています。

また、近年、環境保全と経済活動において関係価値\*が注目されており、両者はトレードオフの関係ではなく両立していくものであるという理解を、環境教育や環境学習をとおして広めていくことが大切です。

区民、事業者等へ環境保全に関する近年の動向や、新知識を学び・習得する身近な機会を創出するとともに、主体的な活動や行動変容に導くきっかけづくり、学習メニュー、関心を引き寄せる情報発信等の新たな視点での施策を推進していくことが必要です。

## (2)多様な主体の協働及び主体間の協働・連携を生み出す場や仕組みの充実

環境保全に取り組む協働組織や事業者等の多様な主体間では、協働・連携による効果的な取組や、既存の枠組みを超えた広域的なつながりの構築など、他主体との情報共有やマッチングへのニーズが見受けられます。「みなと環境にやさしい事業者会議 (mecc)」や「生物多様性みなとネットワーク」などの環境保全組織間での新たな展開、活性化した取組などにも期待が寄せられます。

また、学校等の教育機関では、充実した環境学習を行う時間的余裕や専門的な知識を持った人材の不足により、専門家による出張授業や体験型施設での環境学習等の機会を求めています。

課題を抱える主体、活動領域を広げ新たな環境分野に取り組む主体等の多様な主体間の協働により複合的かつ難解な課題の解決を図るとともに、その主体間のマッチング支援や、コミュニケーション機会等を創出し、協働・連携による取組を充実していくことが必要です。

## (3)環境教育や保全活動等のきめ細かな情報提供、取組の活性化

居住、職業、年齢、世代、環境など多様な生活スタイルにより、環境を学ぶ機会や環境活動の場、環境講座等の情報入手方法など、様々な選択肢があります。

区が実施したアンケート調査によると、今後重点的に進める環境への取組について、30~40代は子どもの環境学習、特に自然体験に高い関心があり、10~20代は生物多様性や3Rへの関心が他世代より多くあります。情報の入手方法については、10~30代はインターネットやTwitter等のSNSからの入手が多く、高齢者は広報みなとやパンフレット等の紙媒体からの入手が多くなります。

また、環境教育や環境学習等への参加機会についても、小さい子どもを持つ親子世代には日中の体験学習の人気の高い一方で、事業者等の、日中働いている方々は夜間の時間帯による、特にリモート講座への受講が多く見られます。

区からの情報を多くの区民、事業者等知ってもらうため、多様なライフステージに合わせた広報活動や普及・啓発アプローチ、メディアや大規模イベント等を活用した広域的な情報発信など、効果的かつきめ細かな情報提供を行い、環境に関する取組を活性化していく必要があります。

## 第4章 分野横断的な取組

環境分野の施策においては、近年、個々の課題解決を図るだけでなく、統合的課題解決の重要性が高まっています。大きな観点として、気候変動、大量生産・大量消費型の経済活動、生物多様性の損失が相互に関連性を持った問題であるという認識を共有し、同時並行で対策を進めていくことが求められています。個々の施策レベルにおいても、環境に配慮した取組がもたらす副次的効果（福祉、防災、健康、教育、事業者の経営改善など）を意識し、他分野の施策との連携を深めていくことが必要です。

また、区民ニーズが多様化し、変化が大きい時代においては、目標を定め、柔軟に多様な主体を巻き込んで達成するプロセスづくりが重要であり、環境基本計画に求められる役割だと考えられます。

これらの点や長期的な視点も踏まえ、後期3年間において特に区が注力するテーマを設定し、環境施策の各分野間の連携、環境以外の施策分野との連携による取組や、区事業の協働組織、区民、事業者など様々な主体が参画・協働する活動など、3年間の目玉となるプロジェクトを位置づけることが必要です。また、その取組を通じて大きな課題の一つである情報の発信力向上につなげていくことが重要です。

## 第5章 施策の推進に向けて

### 第1節 推進体制

環境基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進していくため、区の関係部署が連携、協力して全庁的に環境施策に取り組むこととともに、区民、事業者等が参画する環境保全に関する様々な活動組織と協働・連携し、施策を推進することが必要です。また、大気、水質などの広域的な環境問題に取り組むため、東京都や近隣区と連携を図り、さらに、区が先駆的に取り組んできた全国の様々な自治体との協働・連携も引き続き進めていくべきです。

港区は、区民、事業者等が協働・連携する活動組織が、気候変動、循環型社会、生物多様性、環境保全活動など、複数の分野で組織され、活発に活動していることが特色の一つであると考えます。これらの活動を更に発展させていくため、活動組織同士が交流し、創発的な活動につながる場や機会の充実を図っていくことを期待します。

環境問題の解決には、区民、事業者が環境の保全に配慮した行動に主体的に取り組むことが何より重要です。そのために、普及・啓発、環境学習などの取組を通じて、環境行動指針の内容を区民、事業者に分かりやすく、効果的に伝え、行動の実践につなげていくことが必要です。

### 第2節 進行管理

環境基本計画を実効性のあるものとするため、区では、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Act（対策・改善）を繰り返し、事業を継続的に改善するPDCAサイクルに基づき、環境審議会への報告と審議、「港区環境白書」の作成を通じて、施策の進捗状況を包括的に点検・

評価し、区民、事業者等への公表を進めてきました。

また、その他、各事務事業の必要性、効果性、実施手法の効率性等について評価し、その結果を事業の見直しや改善等につなげることを目的として事務事業評価を実施しています。さらに、港区基本計画に掲げる政策の実施状況や効果等について、学識経験者の専門的な視点や区民の視点から政策の達成度を評価するとともに、各種施策について、今後の方向性を明らかにすることを目的に、政策評価を3年毎に実施し、課題の対策、改善を図っています。

引き続き、計画の実行性を更に高めていくとともに、区民、事業者等の環境意識の啓発、行動を促していくため、PDCA サイクルに沿った施策の点検・評価、改善を継続し、その結果を区民、事業者等に分かりやすく伝える工夫を重ねていくことが必要です。

## 用語解説

医療系廃棄物
医療関係機関などで行われる医療行為によって発生する廃棄物のこと。一般家庭から出る医療廃棄物の例として、注射器、点滴バック、紙おむつ、ガーゼ等がある。
海洋プラスチック
廃棄されたプラスチックが適正に処理されず、環境中に流出し、海洋に流出した廃プラスチックのこと。海洋プラスチックは、生態系を含めた海洋環境への影響や船舶航行への障害などの被害が懸念されており、世界的に問題となっている。
循環経済（サーキュラーエコノミー）
3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化））の取組による資源循環に加え、資源の投入・消費を抑えつつ、効率的・循環的に資源を利用し、付加価値を生み出すことを図る経済活動のこと。「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線形経済から移行することで、事業活動の持続可能性を高め、中長期的な競争力を培うことが期待されている。
食品ロスの削減の推進に関する法律
令和元（2019）年10月に施行され、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めている。食品ロスを削減するための基本的な視点として、①各主体が課題に取り組むよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用することを明記している。また、市区町村による食ロス削減推進計画の策定を努力義務としている。
生物多様性国家戦略 2023-2030
令和5（2023）年3月に閣議決定された、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である。2050年ビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げ、その達成に向けた短期目標（2030年ミッション）として「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」としている。国際目標である30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復することを目指している。
地域循環共生圏
国の「第五次環境基本計画」（平成30（2018）年4月閣議決定）で提唱された、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方である。
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
令和4（2022）年4月に施行され、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置事項が示されている。市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を努力義務としている。

マイクロプラスチック
環境中に存在する微細なプラスチック粒子のこと。一般に5 mm以下の微細なプラスチック類をいう。
レジリエンス / レジリエント
困難な状況・場面であっても適応し成長していく能力のこと。
ワンウェイプラスチック
一度だけ使用され廃棄される、使い捨てプラスチックのこと。スーパーやコンビニなどで提供されるストロー、フォークや宿泊施設に置かれる歯ブラシ、ヘアブラシなどがある。
DX (デジタルトランスフォーメーション)
経済産業省では、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義される。
ZEB
「Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称であり、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。
ZEH
「Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略称であり、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のこと。
3 R + Renewable
国の「プラスチック資源循環戦略」における基本原則であり、ワンウェイの容器包装・製品を始め、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすこと、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切り替えること、できる限り長期間、プラスチック製品を使用すること、使用後は、効果的・効率的なりサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用を図ること、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指すことなどがある。「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、3 R + Renewable によるプラスチック資源循環が促進されている。
ビオトープ
生物群集が存在できる環境条件を備える地域。生物群の生息場所。もともとは、生物が生息する最小の単位の空間を意味したが、現在では植物、昆虫や魚、鳥や動物などが自然に生息できる空間を保全したり、人工的に造成・復元した場所のことを指す。
関係価値
人間と自然との間にあるあらゆる関係。人間と人間の間にある関係は、自然を含む関係 (例えば、流域の汚染や食料を介した関係) に存在する。



